

政令・安全衛生規則・特化規則改正と参考情報

広島労働局長から、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行に係る周知依頼がありました。

改正内容は、

- 注文者が必要な措置を講じなければならない対象設備の範囲の拡大
- 職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大
- 名称等の表示及び通知すべき化学物質等の追加

されたものです。改正された政令等は令和 5 年 4 月 1 日から施行（一部は令和 6 年 4 月 1 日から施行）されることとなっています。

○ 関係通達

- (1) [令和4年3月8日付け、広労発基0308第5号](#)（広島労働局長通知）

「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について」

をご覧ください。（PDF版 12枚）

※ 紙媒体で通知されたものを PDF としていますので、一部読みづらい部分があることをご容赦ください。

- (2) [令和4年2月24日付け、基発0224第1号](#)（厚生労働省労働基準局長通達）

「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について」

をご覧ください。

○ 通達に示されている政省令（厚生労働省HPへ遷移します。）

政令 [令和4年政令第51号](#) ・ [新旧対照表](#)（PDF）

省令 [令和4年厚生労働省令第25号](#)（PDF）

○ 改正の内容をまとめたリーフレット

3月9日現在、厚生労働省HPへの掲載は見当たりません。

（参考情報）

- (1) 当協会が R4/2/4 に「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」及び「労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令案要綱」の答申をご紹介します。

答申された労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱等は、[こちら](#) をご覧ください。

- (2) 当協会が R3/7/26 に「化学物質等の管理のあり方に関する検討会の報告書」を次のとおりご紹介しています。

この報告書では、労働者のばく露防止対策等を定めた化学物質規制体系を、化学物質ごとの個別具体的な法令による規制から、自律的な管理を基本とする仕組みへ見直すとされています。

○ [厚生労働省発表文の抜粋](#)

○ [化学物質規制の見直しについて（職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書のポイント）～化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ～](#)

○ [職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会 報告書](#)

○ [厚生労働省HP](#)